

# 嘱託員に関する規程

平成15年10月1日

独立行政法人日本貿易振興機構規程第21号

最新改正 令和5年5月1日

## (総則)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の嘱託員の就業等に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びこれに基づく法令の定めるところによるものほか、この規程の定めるところによる。

## (職務の遂行)

第2条 嘱託員は、機構の諸規程を遵守し、自己の職分を誠実に遂行するとともに、所属長の指示及び命令に従わなければならない。

## (職務遂行上行つてはならない行為)

第3条 嘱託員は、職務に係る倫理の保持を図るため、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 法令等に違反する行為
- 二 諸外国の法令等に違反する行為
- 三 機構の信用を失墜させ、又は名誉を損なう行為
- 四 顧客等の信頼を損なう行為
- 五 職場の秩序を乱し、又は業務の適正な執行を妨げる行為

2 嘱託員に対しては、倫理規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第47号）を適用する。

3 倫理規程第15条第一号及び第16条第五号の秘密保持については機構を退職した後も適用する。

## (嘱託員の種類)

第4条 嘱託員は、常勤嘱託員及び非常勤嘱託員とする。

2 常勤嘱託員とは、嘱託員として期間を定めて採用された者で、職員に準ずる勤務をするものをいい、その種類は次のとおりとする。

- 一 地方公共団体、業界団体その他の機関との海外共同事務所に勤務するために、当該団体等から機構に派遣された者
- 二 海外投資アドバイザーその他特定の事業を遂行する者
- 三 国内又は海外業務の一部を実施、又は研修するために、地方公共団体等から機構に派遣された者
- 四 機構が必要と認めた者

3 非常勤嘱託員とは、機構の業務の実施支援のため、特定の事項や定型的・補助的な事務業務に従事するためには嘱託員として期間を定めて採用された者で、勤務形態を個々にその都度定められたものをいう。

## (契約書等)

第5条 嘱託員については、機構と派遣元又は本人との間で、派遣期間又は契約期間、就業の場所、業務内容、給与、勤務形態、年次休暇等につき協議の上、契約書等を締結する。

## (契約期間)

第6条 前条の契約書等の規定する派遣期間又は契約期間（契約期間の終期は原則として年度末とする。）の自動延長は行わないものとする。同条の契約書等を再契約する場合においては、通算契約期間は3年を上限とする。ただし、直前の契約との間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が存在する場合又は理事長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 嘱託員は、満70歳に達する日が属する事業年度を超えて、機構に雇用されることができない。

## (提出書類)

第7条 新たに嘱託員に採用された者は、人事管理上必要な事項に関する書類を提出しなければならない。

(届出事項)

第8条 嘱託員は、次の事項に異動があった場合は、別に定める手続により速やかに届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 現住所
- 三 扶養家族の氏名及び職業
- 四 その他人事管理上必要として指示された事項

(勤務時間及び休憩時間)

第9条 常勤嘱託員の勤務時間は、1日7時間45分とし、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。1週間の始めは土曜日とする。

始 業 午前9時

終 業 午後5時45分

休憩時間 正午より午後1時まで（ただし、本部内及び研究所内に勤務する嘱託員は業務に支障のない範囲で、正午前後から休憩時間を開始することができるものとする。）

2 前項に加え、始業及び終業の時刻を次の各号（東京貿易情報センターを除く貿易情報センターに勤務する常勤嘱託員にあっては第三号に限る。）のとおりとすることができる。

- 一 始業 午前8時、 終業 午後4時45分
- 二 始業 午前8時15分、 終業 午後5時
- 三 始業 午前8時30分、 終業 午後5時15分
- 四 始業 午前8時45分、 終業 午後5時30分
- 五 始業 午前9時15分、 終業 午後6時
- 六 始業 午前9時30分、 終業 午後6時15分
- 七 始業 午前9時45分、 終業 午後6時30分
- 八 始業 午前10時、 終業 午後6時45分

3 前二項にかかわらず、育児、介護及び業務の都合その他やむを得ない事情により、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。

4 アジア経済研究所に勤務する常勤嘱託員にあっては、アジア経済研究所就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第8号）第8条を準用する。

5 非常勤嘱託員の勤務時間及び休憩時間は、個別契約書に定めるところによる。ただし、アジア経済研究所に勤務する非常勤嘱託員にあっては、アジア経済研究所就業規則第8条第1項及び同条第2項各号に定める終業時刻から45分を短縮した時刻を勤務時間とすることができる。

(休日)

第10条 休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 三 年末年始（12月29日より翌年1月3日まで）
- 四 その他特に機構が指定する日

(時間外勤務及び休日勤務)

第11条 所属長は、機構の業務上の必要があるときは、前条の規定にかかわらず所属嘱託員をして勤務時間外又は休日に勤務させることができる。

2 所属長は、前項の規定により休日に所属嘱託員を勤務させる場合において、当該休日を他の日に振り替えるものとし、別に定める手続により届け出なければならない。

(勤務時間の変更)

第12条 嘱託員は災害その他やむを得ない事由がある場合には、勤務時間を変更することができる。

(妊娠である嘱託員の所定時間外勤務、法定時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務の制限)

第13条 妊娠中及び出産後1年を経過しない女子嘱託員から申し出があった場合には、第11条の規定にかかわらず、所定時間外勤務、法定時間外勤務、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務及び休日勤務をさせてはならない。

（育児又は介護を行う常勤嘱託員の所定時間外勤務、法定時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務の制限）

第14条 次に該当する常勤嘱託員から申し出があった場合には、第11条の規定にかかわらず、所定時間外勤務、1ヵ月24時間、年間150時間を超える法定時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務をさせてはならない。ただし、事業の運営に支障がある場合はこの限りではない。

- 一 小学校就学の始期までの子を養育する場合で、別に定める要件を満たす常勤嘱託員
  - 二 第21条に規定する要介護者を介護する場合で、別に定める要件を満たす常勤嘱託員
- 2 前項に規定するものほか、育児又は介護を行う常勤嘱託員の時間外勤務及び深夜勤務の制限に関する必要な事項については、別に定める。

（年次休暇）

第15条 常勤嘱託員の年次休暇は、最初の契約期間に応じて、採用時に付与し、日数は次のとおりとする。ただし、当該年度内に有期雇用契約が再契約され、かつ、通算契約期間が6ヵ月を超えた場合において、当初付与した休暇日数が10日に満たないときに限り、当該年度の年次休暇を合算して10日の年次休暇を当該再契約日に付与する。

契約期間	休暇日数
6ヵ月以上	10日
4ヵ月以上6ヵ月未満	5日
2ヵ月以上4ヵ月未満	3日
2ヵ月未満	1日

- 2 有期雇用契約を締結した者が再契約された場合、4月1日に、再契約期間を含む継続勤務期間に応じて、次のとおり年次休暇を付与する。継続勤務期間が6ヵ月未満の場合は前項に準ずる。なお、年度の中途において再契約期間が終了する雇用契約の場合の日数は個別契約書に定めるところによる。

継続勤務期間	休暇日数
6年6ヵ月以上	20日
5年6ヵ月以上	18日
4年6ヵ月以上	16日
3年6ヵ月以上	14日
2年6ヵ月以上	12日
1年6ヵ月以上	11日
1年6ヵ月未満	10日

- 3 嘱託員が年次休暇を希望するときは、あらかじめその期日を定め、別に定める手続きにより願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情により承認を受けることができなかった場合には、速やかにその理由を付して届け出なければならない。

- 4 年次休暇の使用の単位は1時間とし、始業時刻直後及び終業時刻直前は30分単位とする。
- 5 年度内に受けなかった年次休暇は、翌年度に限り繰り越すことができる。なお、有期雇用契約を締結した者については、再契約された場合に限る。
- 6 第4項により、1時間単位または30分単位で使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- 一 第二号に掲げる嘱託員以外の嘱託員 7時間45分

- 二 第19条第1項第三号、第20条の規程により短時間勤務をしている嘱託員 認められた勤務時間
- 7 第4条第2項第一号から第三号までに該当する国内に勤務する常勤嘱託員については、第1項及び第2項の規定を適用せず、就業規則（独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号）第10条第1項及び第2項を適用する。
- 8 非常勤嘱託員の年次休暇は、1ヶ月間の勤務日数に基づき、労働基準法で定める1年間の労働日数に応じて6ヶ月継続勤務後に付与すると定められた日数を採用時に付与し、日数は次のとおりとする。年度の中途において採用された非常勤嘱託員が当該年度において受けのことのできる日数は、その者の採用月に応じて、個別契約書に定めるところによる。

1ヶ月間の勤務日数	1年間の勤務日数	休暇日数
15日	169日～216日	7日
11日～14日	121日～168日	5日
7日～10日	73日～120日	3日
4日～6日	48日～72日	1日

- 9 非常勤嘱託員が再契約された場合、4月1日に、再契約期間を含む継続勤務期間に応じて、次のとおり年次休暇を付与する。なお、再契約期間を含む継続勤務期間が1年6ヶ月未満の場合は前項に準ずる。

1ヶ月間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続勤務期間					
		1年6ヶ月以上	2年6ヶ月以上	3年6ヶ月以上	4年6ヶ月以上	5年6ヶ月以上	6年6ヶ月以上
15日	169日～216日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
11日～14日	121日～168日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
7日～10日	73日～120日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
4日～6日	48日～72日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 10 第1項及び第2項並びに第9項の年次休暇が10日以上与えられた嘱託員に対しては、付与日から1年以内に、当該嘱託員の有する年次休暇のうち5日について、機構が嘱託員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して取得させる。ただし、嘱託員が請求する時季に年次休暇を取得した場合は、その取得日数分を5日から控除するものとする。半日単位の取扱いについては、別に定める。

#### (病気休暇)

第16条 嘱託員は負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合においては、病気休暇を受けることができる。

- 2 常勤嘱託員の病気休暇の期間は、必要最小限度の期間とする。ただし、業務上の傷病による場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、業務上の傷病による場合における病気休暇を使用した日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 3 前項ただし書、次項及び第5項の規定の適用については、連続する8日以上の期間（当該期間における休日以外の日数が3日以下である場合にあっては、連続4日以上の期間）の特定病気休暇を使用した常勤嘱託員が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に第19条第1項第二号及び第三号並びに第20条第1項に規定する育児時間等の承認を受けて勤務しない時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第5項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- 4 常勤嘱託員の使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き傷病（当該傷病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該傷病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る傷病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を受けることができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 常勤嘱託員の使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る傷病の症状等と明らかに異なる傷病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該傷病に係る特定病気休暇を受けることができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 6 療養期間中の第10条に定める休日、第11条第2項に定める振替休日、第15条に定める年次休暇、第18条に定める特別休暇で病気休暇の日以外の勤務しない日は、第2項ただし書及び第3項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 7 病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間単位とする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 非常勤嘱託員の病気休暇の期間は、1年度において、前条第8項の表に掲げる1ヵ月間の勤務日数の区分に応じて、同表の休暇日数に掲げる日数の範囲内の必要最小限度の期間とする。

#### （病気休暇の手続き）

- 第17条 前条に定める病気休暇を受けようとする嘱託員は、あらかじめその期日を定め、別に定める手続により願い出なければならない。ただし、あらかじめ願い出ないときは、事後速やかに願い出なければならない。
- 2 連続8日以上の期間（当該期間における休日以外の日数が3日以下である場合にあっては、連続4日以上の期間）の特定病気休暇を受けようとする常勤嘱託員は、医師の診断書を提出しなければならない。この場合において、診断書が提出されないとき、提出された診断書の内容によっては勤務しないことがやむを得ないと判断できないときその他特に必要と認められるときは、機構が指定する医師の診断を受けるものとする。
- 3 1時間単位又は連続する7日以下の期間の特定病気休暇を受けようとする嘱託員は、原則として、医師の診断書、医療機関が発行した処方箋の写し、薬袋の写しその他の勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を提出するものとする。

#### （特別休暇）

- 第18条 年次休暇のほか、嘱託員は次の各号に掲げる場合においては、特別休暇を受けることができる。
- 一 常勤嘱託員が選挙権その他公民としての権利を行使する又は裁判員、証人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要な時間
- 二 常勤嘱託員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録を行う場合、又は骨髄移植のため配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、登録又は提供に必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要な時間
- 三 常勤嘱託員が自発的に、かつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1年度において5日以内

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

四 常勤嘱託員又は次に掲げる常勤嘱託員の親族が結婚するとき

イ 常勤嘱託員本人 連続する5日以内

ロ 常勤嘱託員の兄弟姉妹 1日

ハ 常勤嘱託員の子 連続する2日以内

五 常勤嘱託員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合 出産のために入院その他必要な処置を受けることになってから当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において2日以内とし、1日又は1時間単位

六 常勤嘱託員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前日のから当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤嘱託員が、これらの子の養育のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日以内とし、1日又は1時間単位

七 常勤嘱託員が、当該常勤嘱託員の小学校第3学年を終了する年度の最終日までの子を養育し、子を看護する必要が生じたとき 1年度において子が一人の場合は5日以内、二人以上の場合は10日以内とし、1日又は1時間単位（ただし、始業時間直後及び終業時間直前は30分単位とする。）

八 常勤嘱託員が、当該常勤嘱託員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育し、子が予防接種及び健康診断を受けるために勤務しないことが相当であると認められるとき 必要な時間

九 常勤嘱託員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をする必要が生じたとき 1年度において要介護者が一人の場合は5日以内、二人以上の場合は10日以内とし、1日又は1時間単位（ただし、始業時間直後及び終業時間直前は30分単位とする。）

十 嘱託員の次に掲げる親族が死亡したとき

イ 常勤嘱託員の父母、配偶者又は子 7日以内

ロ 常勤嘱託員の祖父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母 4日以内

ハ イ及びロに該当しない常勤嘱託員の三親等以内の血族又は姻族 1日

ニ 月11日～15日勤務の非常勤嘱託員の父母、配偶者又は子 4日以内

ホ 月11日～15日勤務の非常勤嘱託員の祖父母、兄弟姉妹、孫又は配偶者の父母 2日以内

十一 常勤嘱託員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日

十二 嘱託員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7月から9月までの期間内において、次の表の対象者と採用時期の区分に応じ、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する日数の範囲内

対象者	採用時期			
	4月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月31日	8月1日～ 8月31日	9月1日 以降
常勤嘱託員	3日	2日	1日	付与しない
月11日～15日勤務の非常勤嘱託員	2日	1日	1日	付与しない
月4日～10日勤務の非常勤嘱託員	1日	1日	1日	付与しない

十三 嘱託員が災害、交通機関の事故その他不可抗力により出勤できなかつたとき又は退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要な時間

十四 常勤嘱託員が総合的な健康診査を受けるために勤務しないことが相当と認められるとき 1年度に連続する2日以内の必要な時間

十五 嘱託員の内、勤務日が1つの年度において週3日以上又は年121日以上の者、かつ6月以上の契約期間が定められている又は6月以上継続勤務している者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（当該通院等が体外受精及び顎微授精に係る不妊治療である場合にあっては、10日）以内の必要な時間

十六 その他理事長が特別の理由があると認めたとき 必要日数

2 前項第四号、第五号、第九号、第十号の場合において、旅行を必要とするときは、それぞれ特別休暇として認められる日数に往復所要日数を加算する。

3 前二項の休暇を受けようとするときは、別に定める手続により願い出なければならない。

4 第1項第五号、第六号、第七号、第九号の休暇を1時間単位または30分単位（30分単位の取得は第七号及び第九号に定めるものに限る。）で使用した場合には、第15条第6項の規定に基づき日に換算するものとする。  
(女子常勤嘱託員に対する措置)

第19条 女子常勤嘱託員は、第17条に規定する特別休暇のほか次の各号に掲げる場合において、特別休暇を受けることができる。

一 妊娠中及び出産後1年を経過しない女子常勤嘱託員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査等を受けるとき、次のとおり、1回につき1日を上限とする必要な時間。ただし、医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても指示された回数とする。

妊娠6カ月（23週）まで 4週に1回

妊娠7カ月（24週）～9カ月（35週） 2週に1回

妊娠10カ月（36週）から出産まで 1週に1回

出産後1年まで その間に1回

二 妊娠中及び出産後1年を経過しない女子常勤嘱託員が、健康診査の結果、医師等による指導に基づき、勤務時間の短縮又は休業の申し出があったとき。 必要な時間

三 妊娠中の女子常勤嘱託員から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により通勤緩和の指導を受けた旨の申し出があった場合。 通勤の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲（30分単位）

四 女子常勤嘱託員が出産するとき。その出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日からその出産の翌日以降8週間。ただし、出産予定日以前の8週間にについて業務上の理由により2週間を限度に短縮する場合は出産の翌日以降の8週間に短縮した日数を加えることができる。当該常勤嘱託員の出産時に母胎の故障が生じ医師が出産の翌日以降の8週間に加えて勤務しないことが相当と認めた場合又は当該子が未熟児のため当該常勤嘱託員が付き添う必要があると医師が証明した場合、出産の翌日以降の8週間に2週間を限度に延長することができる。

五 女子常勤嘱託員が生理日の勤務が著しく困難な場合。 必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女子常勤嘱託員が、健康診断等の結果、医師等による指導に基づき申し出た場合は、次の措置を受けることができる。

一 業務負担の軽減

二 負担の少ない業務への転換

3 前2項の休暇及び措置を受けようとするときは、別に定める手続により申し出なければならない。  
(育児時間)

第20条 常勤嘱託員は、当該常勤嘱託員の1歳6カ月に満たない子を養育するために、当該子が1歳6カ月に達する日まで1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる。

2 前項に規定するもののほか、必要な事項については、別に定める。

(育児休業)

第21条 常勤嘱託員は、当該常勤嘱託員の3歳に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ）までの間にある子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところとする。以下同じ。）を養育するため、次の要件をすべて満たす場合には、育児休業することができる。

- 一 3歳に達する日までの間にある子を養育すること。
  - 二 次の要件に該当しないこと。
    - イ 勤続年数が育児休業開始日までに1年未満の者
    - ロ 育児休業の申出があった日から起算して1年以内（育児・介護休業法第5条第3項及び第4項の育児休業の場合は6か月）に雇用関係が終了することが明らかな者
    - ハ 1週間の所定労働日数が2日以下の者
  - 三 育児休業後引き続き勤務する意思のあること。
- 2 常勤嘱託員は、産後休暇を取得しておらず、子の出生の日又は出生予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日までの子を養育するため、次の要件をすべて満たす場合には、出生時育児休業をすることができる。
- 一 子の出生の日又は出生予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日までの子と同居し、養育すること。
  - 二 期間雇用者については、申出時点において、当該子の出生の日又は出生予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6カ月を経過する日までの間に、その雇用契約が終了することが明らかでないこと。
  - 三 次の要件に該当しないこと。
    - イ 勤続年数が出生時育児休業開始日までに1年未満の者
    - ロ 出生時育児休業の申出があった日から起算して8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者
    - ハ 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- 3 前各項に規定する休業を受けようとする常勤嘱託員は、別に定める手続により申し出なければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、育児休業および出生時育児休業に関する必要な事項については、別に定める。
- 5 非常勤嘱託員については、原則として、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業及び出生時育児休業をすることができる。
- 6 育児休業及び出生時育児休業期間中は無給とする。

(育児短時間勤務)

第22条 常勤嘱託員は、当該常勤嘱託員の小学校第3学年を終了する年度の最終日までの子を養育するために、当該子が小学校第3学年を終了する年度の最終日に達する日まで1日の勤務時間を短縮する措置の適用を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、育児短時間勤務に関する必要な事項については、別に定める。

(介護休暇)

第23条 常勤嘱託員は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、介護休暇を受けることができる。ただし以下のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 期間を定めて採用された者については、申出時点において、介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日までの間に、契約期間が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかである場合

二 次の要件に該当する場合

イ 勤続年数が介護休暇申出の日までに1年未満の者

ロ 介護休暇の申出があった日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者

ハ 1週間の所定労働日数が2日以下の者

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする場合に、通算して93日の期間内において3回を上限とする必要と認められる期間とする。

3 常勤嘱託員が介護休暇を受けようとするときは、別に定める手続により願い出なければならない。

4 前各項に規定するもののほか、介護休暇に関する必要な事項については、別に定める。

5 非常勤嘱託員については、原則として、育児・介護休業法の定めるところにより介護休暇をすることができる。

6 休暇期間中は無給とする。

(出勤等)

第24条 嘱託員は、出退勤につき、所定の手続をとらなければならない。

2 嘱託員は、機構の業務のため始業時間後に出勤、又は終業時間前に退出しようとするときは、あらかじめ別に定める手続により届け出なければならない。

3 災害、交通事故その他不可抗力により遅参した場合には、遅参として取り扱わぬことがある。

4 嘱託員は、職務上所定の勤務場所において執務しなければならない。ただし、所定の手続きにより、事前に承認を受けて、所定の場所以外において執務をすることができる。この場合の手続については、別に定める。

(早退等)

第25条 嘱託員は、勤務時間中に一時職務を離れ、又は早退しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。

(欠勤)

第26条 嘱託員は、欠勤する場合には、別に定める手続によりあらかじめその理由及び欠勤見込日数を届け出なければならない。ただし、事前に余裕がないときは、事後速やかに届け出なければならない。

(年次休暇等への振替)

第27条 第26条による届出がある場合は、希望により欠勤は、これを年次休暇等に振り替えることができる。

(配置転換)

第28条 理事長は、業務上の都合により、嘱託員の所属、業務又は就業の場所を変更することができる。

2 理事長は、前項の配置換えに伴い、当該嘱託員の労働条件を変更することができる。

(給与)

第29条 嘱託員には、契約書等又は職務若しくは勤務形態により、給与については個別に定める。なお、給与の支給の根拠は、下記の優先順位による。

一 契約書等

二 職務又は勤務形態

2 給与の額は、業務内容、学歴及び経験を勘案してこれを定める。

3 常勤嘱託員には、第2項で定める月額基本給、超過勤務手当、特別都市手当、通勤手当及び賞与を支給することができる。

4 第4条第2項第一号、第二号及び第四号に規定する常勤嘱託員のうち、海外勤務する者の給与については、海外勤務期間につき海外職員給与等に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第63号）及び職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）の規定に準じて給与を支給することができる。

- 5 第4条第3項に規定する非常勤嘱託員の給与については、勤務時間に応じて支給することができる。また、超過勤務手当及び通勤手当を支給することができる。
- 6 嘱託員に対しては昇給を行わない。ただし、第4条第2項第一号に規定する常勤嘱託員を除く。
- 7 嘱託員に対しては退職手当を支給しない。
- 8 次に掲げる嘱託員には、扶養手当を支給することができる。
  - 一 第50条に規定する無期雇用契約を締結した常勤嘱託員（第51条に規定する定年に達した後に再契約する場合を除く。）
  - 二 第50条に規定する無期雇用契約を締結した非常勤嘱託員（第51条に規定する定年に達した後に再契約する場合を除く。）
- 9 扶養手当の支給に必要な事項は、職員給与規程（日本貿易振興機構規程第4号）第13条の規定を準用する。ただし、前項第二号に掲げる非常勤嘱託員に支給する扶養手当の額（職員給与規程第13条第4項に規定する特定期間にある子がいる場合における加算の額を含む。）は、非常勤嘱託員の1ヵ月間の勤務日数を参照して算出した別表に掲げる額とする。

（給与の支給日）

- 第30条 常勤嘱託員の月額基本給、扶養手当及び特別都市手当は、その月の1日から末日までの分を1月分としてその月の21日に、超過勤務手当はその月の1日から末日までの分を翌月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。
- 2 非常勤嘱託員の給与、扶養手当及び超過勤務手当は、その月の1日から末日までの分を翌月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、常勤嘱託員が次の各号のいずれかに該当した場合においては、月額基本給及び特別都市手当は、その月の1日から末日までの分を第34条の規定により減額した額を、翌月21日に支給することができる。ただし、支給日が休日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。
    - 一 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した日後において、引き続き勤務することができないとき。
    - 二 前号に規定するもののほか、連続して勤務しないことが見込まれるとき。

（給与の支給方法）

- 第31条 給与は、嘱託員の指定する本人名義の口座への振込みによって支払う。ただし、嘱託員が希望する場合は、通貨によって直接嘱託員に支払うことができる。
- 2 法令等に基づき嘱託員の給与から控除すべき金額がある場合には、その嘱託員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払う。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、嘱託員が死亡した場合は、職員退職手当規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第5号）第8条に定める遺族に支給する。

（給与の日割計算）

- 第32条 新たに常勤嘱託員になった者には、その日から月額基本給を支給する。
- 2 常勤嘱託員が退職し、又は失職した場合には、その日までの月額基本給を支給する。
  - 3 第1項又は第2項の規定により、月額基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その月額基本給額はその月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 前各項の規定は、第36条に規定する特別都市手当の支給について準用する。

（端数計算）

- 第33条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（給与の減額）

第34条 常勤嘱託員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第35条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(超過勤務手当)

第35条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた嘱託員又は休日に勤務することを命ぜられた嘱託員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日において勤務した全時間に対して勤務時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号の定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 休日以外の日における所定の勤務時間を超える勤務 100分の125

二 休日における勤務 100分の135

(休日において勤務することを命ぜられた嘱託員に対し、休日の振替を行った場合を除く。)

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、常勤嘱託員は月額基本給及びこれに対する特別都市手当の合計額に12を乗じ、その額を年間所定労働時間で除した額とする。非常勤嘱託員は、個別契約書に定める額とする。

3 所定の勤務時間を超えて勤務すること又は休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間又は休日において勤務した時間が1ヶ月について60時間を超えた嘱託員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(特別都市手当)

第36条 特別都市手当は職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）別表第5に掲げる支給地域に所在する事務所に在勤する常勤嘱託員に支給する。

2 特別都市手当の月額は、職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）別表第5に掲げる支給地域に応じて、それぞれ個別契約書に定める額とする。

3 前各項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し、必要な事項については別に定める。

(賞与)

第37条 賞与は、9月30日及び3月31日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤嘱託員に対して、理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤嘱託員についても同様とする。なお、基準日前1月以内はそれぞれ8月末日及び2月末日からとする。

2 支給係数は、機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定めるものとする。

3 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤嘱託員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における月額基本給、扶養手当及び特別都市手当の月額の合計額を基礎額として、支給係数を乗じた額に、基準日以前6ヶ月間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6ヶ月	100/100
5ヶ月以上6ヶ月未満	90/100
4ヶ月以上5ヶ月未満	70/100
3ヶ月以上4ヶ月未満	50/100
2ヶ月以上3ヶ月未満	30/100
1ヶ月以上2ヶ月未満	20/100

1ヵ月未満	10/100
零	零

- 4 前3項の勤務期間は、常勤嘱託員として在職した期間から次の号に定める期間を除算した期間とする。
- 一 育児休業の期間
  - 二 第34条の規定により給与を減額された期間
  - 三 負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から第10条に規定する休日を除いた日（次号において「週休日等」という。）が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - 四 第23条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
  - 五 第22条の規定による勤務時間の短縮措置の適用を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 5 非常勤嘱託員に対しては賞与を支給しない。

（通勤手当）

第38条 通勤手当は、次掲げる常勤嘱託員の区分に従いそれぞれ定める額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関を利用する常勤嘱託員にあっては、別に定めるところにより算出した当該常勤嘱託員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を支給する。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1ヵ月あたりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該常勤嘱託員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1ヵ月あたりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該常勤嘱託員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする常勤嘱託員にあっては、それぞれ次に掲げる額。
  - イ 自動車等の使用距離（以下この号にあっては「使用距離」という。）が片道5km未満である常勤嘱託員 2,000円
  - ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である常勤嘱託員 4,200円
  - ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である常勤嘱託員 7,100円
  - ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である常勤嘱託員 10,000円
  - ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である常勤嘱託員 12,900円
  - ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である常勤嘱託員 15,800円
  - ト 使用距離が片道30km以上35km未満である常勤嘱託員 18,700円
  - チ 使用距離が片道35km以上40km未満である常勤嘱託員 21,600円
  - リ 使用距離が片道40km以上45km未満である常勤嘱託員 24,400円
  - ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である常勤嘱託員 26,200円
  - ル 使用距離が片道50km以上55km未満である常勤嘱託員 28,000円
  - ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である常勤嘱託員 29,800円
  - ワ 使用距離が片道60km以上である常勤嘱託員 31,600円

- 2 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の給与の支給日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される常勤嘱託員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、当該常勤嘱託員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヵ月を超えない範囲内で1ヵ月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1ヵ月）をいう。

- 5 前各項において規定するものほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。
  - 6 非常勤嘱託員の通勤手当は、個別契約書に定めるところによる。
- (旅費)
- 第39条 嘱託員に対しては、外国旅費規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第40号）、内国旅費規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第41号）及び旅費の調整に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第144号）を適用する。

(契約の解除)

第40条 嘱託員が、次の各号のいずれかに該当した場合においては、契約期間中といえども契約を解除することができる。

- 一 嘱託員としての能力を著しく欠くとき。
- 二 届出をしないで年間通算3月以上欠勤したとき。
- 三 身体又は精神の故障により勤務するに耐えないと認められるとき。
- 四 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合によるとき。
- 五 第43条第1項第四号に規定する懲戒により解嘱と決定したとき。
- 六 その他前各号に準ずる事由があるとき。

2 給与を支給される嘱託員が解嘱となった場合は、その解嘱日をもって給与の支給を終了する。

(退職)

第41条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当した場合においては、これを退職とする。

- 一 有期雇用契約に定める契約期間が終了したとき。
- 二 無期雇用契約に転換した嘱託員が第51条に規定する定年に達し、当該定年に達した日の属する事業年度の末日が到来したとき。
- 三 本人が死亡したとき。
- 四 退職を願い出て承認されたとき又は1ヵ月を経過したとき。
- 五 解嘱されたとき。

2 嘱託員は、退職を希望するときは、退職希望日の1ヵ月前までに所属長を経て理事長に対し、書面で願い出なければならない。

(表彰)

第42条 服務上特に功労があつて他の模範となる嘱託員は、これを表彰する。

2 表彰は次の二種とし、そのうちの一又は二を併せて行うことができる。

- 一 賞品授与
- 二 表彰状授与

(懲戒)

第43条 嘱託員が倫理規程に違反し、又は業務遂行を怠った場合は、その輕重に従い次の懲戒を行う。

- 一 けん責 始末書を徵して戒告する。
  - 二 給与の減額 1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が月額の給与の1割以内を減額する。
  - 三 停職 3ヵ月以内とし、その間の給与を支給しない。
  - 四 解嘱 嘱託員を解く。
- 2 懲戒処分に至らない者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときに、訓告又は厳重注意を行うことがある。

(懲戒手続き)

第43条の2 懲戒は、懲戒委員会の議を経て行う。懲戒委員会の構成、招集の方法その他懲戒委員会に関する事項は、別に定める。

(損害賠償)

第44条 嘱託員が故意又は重大な過失により機構に損害を与えたときは、第43条により懲戒を行うほか、損害の全部又は一部を賠償せざることがある。

(協力の義務)

第45条 嘱託員は、保健衛生又は体位向上に必要と認められる措置を命ぜられた場合は、衛生管理者の指導に従い、これに協力しなければならない。

(感染症の届出等)

第46条 嘱託員は、自己又は同居者若しくは近隣の者が感染症にかかったときは、ただちにその旨を所属長及び衛生管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

2 前項の場合には、嘱託員に一定の期間に限り出勤停止を命ずることがある。

3 同居者又は近隣の者が感染症にかかったことにより前項の出勤停止命令を受けて欠勤した場合は、これを出勤として取り扱う。

(健康診断)

第47条 常勤嘱託員は、機構が毎年定期的又は隨時に行う健康診断を受けなければならぬ。

(療養費の負担等)

第48条 嘱託員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

(遺族補償及び葬祭料)

第49条 嘱託員が業務上死亡した場合は、労働基準法の定めるところに従い、遺族又は嘱託員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対して遺族補償を行い、葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。

(無期雇用契約への転換)

第50条 有期雇用契約を締結した嘱託員のうち、通算契約期間が5年を超える嘱託員は、現在締結している有期雇用契約の契約期間の満了日の30日前までに、別に定める様式で申し込むことにより、当該満了日の翌日から開始する無期雇用契約を締結することができる。ただし、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法に基づく特例に該当する場合はこの限りではない。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期雇用契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期雇用契約については、その満了日までの期間とする。ただし、有期雇用契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月（ただし、契約期間が1年未満の場合は労働契約法に基づく期間）以上ある嘱託員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 第1項の場合において、無期雇用契約の労働条件は、この規則で特段の定めのない限り、契約期間を除いて現在締結している有期雇用契約の労働条件と同一とする。ただし、当該嘱託員の同意を得て、労働条件を変更した雇用契約を再締結する場合は、この限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、第51条第1項又は第2項に規定する定年を超えて無期雇用契約に転換した者については、転換前の身分が常勤嘱託員であったとしても、第4条第3項に規定する非常勤嘱託員として雇用契約を締結することとする。

(無期雇用契約に転換した嘱託員の定年)

第51条 無期雇用契約を締結した嘱託員の定年は、満60歳とし、この年齢に達した日の属する事業年度の末日をもって退職とする。

2 第1項に規定する定年を超えて無期雇用契約に転換した嘱託員の定年は、満65歳とし、この年齢に達した日の属する事業年度の末日をもって退職とする。

3 第2項に規定する定年を超えて無期雇用契約に転換した嘱託員の定年は、満70歳とし、この年齢に達した日の属する事業年度の末日をもって退職とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項に規定する定年を超えて無期雇用契約に転換した嘱託員であって、その転換した年度の初日の年齢が満64歳以上である者については、無期雇用契約を申し出た日の属する

事業年度の翌々事業年度の末日又は満70歳に達した日の属する事業年度の末日のいずれか早い日をもって退職とする。

(定年に達した後の雇用継続)

第52条 前条第1項で規定する定年に達した後、本人が希望し、第40条に定める契約の解除事由又は第41条に定める退職事由（ただし、同条第1項第一号を除く）に該当しない者については満65歳に達した日の属する事業年度の末日まで1年ごとに第4条第3項に規定する非常勤嘱託員として継続雇用するものとする。

(規程等の適用)

第53条 嘱託員に対しては、以下の規程を適用する。

- 一 研究活動における不正行為への対応に関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第60号）
- 二 著作物取扱規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第81号）
- 2 嘱託員に対しては、以下の内規を適用する。
  - 一 職員の自動車通勤に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規129号）
  - 二 貿易情報センター職員による私有車の業務使用に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規131号）
  - 三 貿易情報センター公用車の使用等に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規132号）
  - 四 貿易情報センターにおけるレンタカーの業務使用に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規133号）
- 3 非常勤嘱託員について、第14条、第16条、第17条、第18条（第1項第十号、第十二号、第十三号、第十五号を除く。）、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第47条の規定を適用せず、労働基準法、育児・介護休業法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめとする関連法令の定めるところに従い、勤務しない期間については給与を支給しない。
- 4 海外に勤務する嘱託員については、第9条から第27条までの規定を適用せず、海外職員勤務規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第65号）を適用する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度4月1日から適用する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日に施行する職員給与規程附則第2項を嘱託員に準用する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年3月30日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

1ヵ月間の勤務日数	配偶者、父母等	扶養親族たる子	特定期間の子にかかる加算額
15日	4,875円	7,500円	3,750円
11日～14日	3,575円	5,500円	2,750円
7日～10日	2,275円	3,500円	1,750円
4日～6日	975円	1,500円	750円